

東京消防庁 消防相互応援協定 戸 田 市

協定締結日 平成18年12月15日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、火災等の災害発生の際、東京消防庁（以下「甲」という。）と戸田市（以下「乙」という。）が甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第2条 相互応援の方法は次のとおりとする。

(1) 普通応援

ア 別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災、大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

(応援隊の指揮)

第3条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第4条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年12月15日から効力を生ずる。

平成18年12月15日

東京消防庁

消防総監

関 口 和 重

戸 田 市

市 長

神 保 国 男

【改正】

附 則

この協定は、平成19年10月1日から効力を生ずる。

平成19年9月12日

東京消防庁

消防総監

小 林 輝 幸

戸 田 市

市 長

神 保 国 男

別表第1

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	戸田市側の応援区域
戸田市のうち 喜沢南一丁目 喜沢南二丁目 中町二丁目 目 下前一丁目 下前二丁目 川岸一丁目 川岸二丁目 川岸三丁目 本町一丁目 本町二丁目 本町三丁目 本町四丁目 本 町五丁目 南町 戸田公園	板橋区のうち 舟渡一丁目 舟渡二丁目 舟渡三丁目 舟渡四丁目 東坂下二丁目 坂下三丁目 蓮根三丁目

別表第2

自 動 車 専 用 道 路 普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	戸田市側の応援区域
首都高速5号池袋線下り線のうち 高島平ランプから美女木ジャンクション までの戸田市の管轄区域	首都高速5号池袋線上り線のうち 美女木ジャンクションから高島平ランプ までの東京消防庁の管轄区域